第 ２ 章

医療・リハビリ

(1) 児童のための医療

〇小児慢性特定疾病医療費の助成

内　容　　児童福祉法に基づき、児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成しています。対象の疾病及び制度の詳細は埼玉県のホームページをご覧いただくか、狭山保健所にお尋ねください。

問い合わせ　狭山保健所　電話 04-2941-6557

ホームページ　http://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/newsyouman.html

〇小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

内　容　　市内に住所を有する方で、児童福祉法第19条の３第３項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等として知事が支給認定した方に限り、特殊寝台等の日常生活用具を給付しています。

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1594　FAX 04-2952-0615

〇自立支援医療費制度（育成医療の給付）

内　容　　１８歳未満の肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能、内臓機能及び免疫機能障害等の障害を持つ児童が指定医療機関において受ける外科治療等について医療給付を行っています。

なお、児童を扶養する方の所得に応じて自己負担があります。（一定所得以上の世帯の方は対象外になります。）

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1591　FAX 04-2952-0615

〇育成医療自己負担金の補助制度

内　容　　育成医療の給付における自己負担金を市が補助する制度です。

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1591　FAX 04-2952-0615

〇未熟児養育医療の給付

内　容　　身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする方に対して、１歳になるまで（満１歳の誕生日の前々日）を限度として、指定医療機関における入院の医療給付を行っています。

なお、世帯の市町村民税額等の状況により、自己負担があります。

（※こども医療費・ひとり親家庭等医療費の対象となります。）

問い合わせ　保健センター　電話 04-2959-5811　FAX 04-2959-3074

未熟児療育医療の給付についての HP

○こども医療費支給制度

内　容　　子どもの健やかな成長と保護者の経済的負担を軽減するため、１８歳年度末（高校生相当年齢）までの子どもの医療費（保険診療に係る自己負担金）を助成します。

心身障害者医療費助成制度(P.18)、こども医療費支給制度の両方が対象の場合はこども医療費支給制度を優先して登録していただきます。

問い合わせ　こども支援課　電話 04-2953-1111 内線 1538　FAX 04-2955-2099

○ひとり親家庭等医療費支給制度

内　容　　ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、１８歳年度末（高校生相当年齢、一定の障害がある場合は２０歳未満)までの児童とその児童を養育している父母又は養育者の医療費（保険診療に係る自己負担金）を助成します。（所得制限あり）

こども医療費支給制度又は心身障害者医療費助成制度(P.18)のどちらかが対象となる場合であっても、ひとり親家庭等医療費支給制度を優先して登録していただきます。

問い合わせ　こども支援課　電話 04-2953-1111 内線 1538　FAX 04-2955-2099

○結核児童のための療育の給付

内　容　　１８歳未満の結核にかかっている長期入院が必要な児童が対象です。

指定療育機関における医療の給付（療育給付）とともに、入院中の学校教育と療育生活に必要な日・学用品の支給を行います。

なお、世帯の市民税額に応じて自己負担があります。

問い合わせ　狭山保健所　電話 04-2941-6557

（2）児童と成人のための医療

○心身障害者医療費助成制度

内　容　心身障害者が医療機関等を受診した際に、医療保険が適用された医療費のうち高額療養費、付加給付金、他法負担分を控除した額を支給する助成制度です。

対　象　医療保険に加入している方で、以下事項いずれかに該当する方。

※６５歳以上で新規に下記等級の障害者手帳を取得した方は対象外です

・以下いずれかの障害者手帳を取得している方

身体障害者手帳	１級　２級　３級
療育手帳	Ⓐ　A　B
精神障害者保健福祉手帳	１級　２級

※精神障害者保健福祉手帳所持者のみ、本制度の支給範囲が異なります。
詳細は以下「医療費の対象になるもの※２※３」をご参照ください。

・６４歳までに障害認定の対象となる手帳交付を受け後期高齢者医療広域連合より障害認定を受けた方。

※受給資格対象者本人の所得が基準額を超えた場合、支給停止となります

医療費の対象になるもの

・医療保険適用の治療費の自己負担額

※１　加入医療保険より支給の高額療養費及び付加給付金がある場合、その額を控除した額を支給します。

※２　精神障害者保健福祉手帳１級所持者の精神病床入院時の治療費は支給対象外です。

※３　精神障害者保健福祉手帳２級所持者は、自立支援医療（精神通院）適用の治療費のみが支給対象となります。
（令和８年４月診療分から対象になります）

医療保険の対象にならないもの

・入院したときの食事療養標準負担額・差額ベッド代　その他雑費又は容器代

※こども医療費該当年齢対象者の入院は、食事療養標準負担額の全額を支給します。

・交通費　健康診断　文書料　予防接種

・介護保険の利用により支払った一部負担金等

その他

・令和６年１０月診療分から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は先発医薬品と後発医薬品の価格差の４分の１相当の料金が発生し、その料金は支給対象外です。

詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

支給申請方法

①　埼玉県内の医療機関を受診する場合

支払窓口で心身障害者医療費受給者証を提示により、窓口払いがなくなります。

※対応できない医療機関もありますので、受診するときに医療機関にご確認ください

②　埼玉県外の医療機関を受診する場合

狭山市心身障害者医療費支給申請書に領収書の原本を添付して、狭山市役所障がい者福祉課へ郵送または提出してください。市内各地区センター・地域交流センター・市民サービスコーナーでもお預かりします。

※障がい者福祉課には、申請書投函ボックスを用意しておりますのでご利用ください。

※申請した領収書が高額療養費または付加給付金の対象となる場合、支給までお時間をいただきます。

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1591　FAX 04-2952-0615

〇後期高齢者医療制度の障害認定

内　容　　６５歳～７４歳の方で一定の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定（障害認定）を受けた方は、後期高齢者医療保険に加入することができます。

障害認定を受けると、現在の医療保険から脱退し、後期高齢者医療保険に加入し、保険料を納め給付を受けることになります。

障害認定を受けられる対象は次の方になります。認定には申請が必要です。

対　象　・身体障害者手帳　１、２、３級

・身体障害者手帳４級のうち、音声機能または言語機能の障害があるとき

・身体障害者手帳４級のうち、下肢障害で

１号（両下肢のすべての指を欠くもの）

３号（一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの）

４号（一下肢の機能の著しい障害）

のいずれかに該当するとき

・障害基礎年金　１、２級

・療育手帳　　Ⓐ、A

・精神障害者保健福祉手帳　１、２級

問い合わせ　保険年金課　電話　04-2953-1111　内線1574、1575、1578、1579

○限度額適用認定証の交付（７５歳未満の方）

内　容　　保険者に事前に申請し、交付された「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、１ヶ月の医療費の支払いが高額になっても世帯ごとの所得に応じて自己負担限度額までにできます。

（７０歳未満の方）申請が必要です。

（７０歳以上～７５歳未満の方）

・住民税非課税世帯の方　申請が必要です。世帯全員が住民税非課税の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、入院したときの食事代の一部も減額できます。

・住民税課税世帯の方

① 高齢受給者証２割負担の方は高齢受給者証が限度額認定証を兼ねますので手続きの必要はありません。

② 高齢受給者証３割負担の方で住民税課税所得が６９０万円未満の方は認定証が必要となりますので申請が必要です。

※マイナ保険証で受診される場合、上記申請の必要はなく、自己負担限度額までに抑えることができます（狭山市国民健康保険の場合、保険税の未納がある方は利用できません）

※狭山市国民健康保険の場合、保険税の未納がある方、令和６年分の確定申告あるいは市・県民税の申告をしていない方には、認定証が交付されないことがあります。

問い合わせ　①７５歳未満で、国民健康保険に加入されている方

保険年金課 電話 04-2953-1111内線1051～1054,1059,1061

②７５歳未満で、国民健康保険以外の方

加入されている健康保険組合

○自己負担限度額の適用について（後期高齢者医療制度加入の方）

内 容　住民税非課税世帯の場合は、事前に申請をし、資格確認書に限度区分を併記することで、自己負担限度額までに抑えることができます。また、入院したときの食事代が減額となります。一部負担金の割合が３割で、住民税課税所得６９０万円未満の場合、資格確認書に限度区分を併記することで、自己負担限度額までに抑えることができます。

マイナ保険証で受診される場合、上記申請の必要はなく、自己負担限度額までに抑えることができます。なお、入院したときの食事代減額についてはマイナ保険証で受診する場合でも上記申請が必要となる場合があります。

問い合わせ　保険年金課　電話　04-2953-1111　内線1574、1575、1578、1579

○自立支援医療費制度（精神通院医療・更生医療）

内　容　　自立支援医療機関の指定を受けた医療機関で、自立支援医療を受けることができます。精神通院医療の有効期間は１年ですが、更生医療は治療の内容により異なります。

利用者負担については、かかった医療費の原則１割を負担することになりますが、「世帯」の所得などに応じて月額の負担上限額が設けられます。また、一定以上の所得がある、重度かつ継続に非該当の方は給付の対象外となります。

■自立支援医療の自己負担額

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">所得区分</th><th rowspan="3">負担割合</th><th colspan="2">自己負担上限額</th></tr>
<tr><th colspan="2">「重度かつ継続」に</th></tr>
<tr><th>該当する</th><th>該当しない</th></tr>
<tr><td colspan="3">生活保護世帯</td><td>負担なし</td><td>0円</td><td rowspan="2">左記と同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市町村民税
非課税世帯</td><td rowspan="2">本人収入</td><td>80万9千円以下</td><td rowspan="5">1割</td><td>2,500円</td></tr>
<tr><td>80万9千円超</td><td>5,000円</td><td rowspan="2">医療保険の自己負担上限額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市町村民税
課税世帯</td><td rowspan="3">市町村民税額(所得割)</td><td>3万3千円未満</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>3万3千円以上
23万5千円未満</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>23万5千円以上
(一定所得以上)</td><td>20,000円</td><td>自立支援医療対象外</td></tr>
</table>

※「重度かつ継続」に該当する疾病は、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、統合失調症、そううつ病、てんかん、アルコール及び薬物依存症などです

※「一定所得以上」の区分については、令和９年４月１日以降変更となる場合があります

※ 自立支援医療における「世帯」とは、医療保険単位で認定するため、住民票とは異なります。例えば、異なる医療保険に加入している家族は別世帯になります

対　象　・精神通院医療：心療内科、精神科に通院している方

・更生医療：１８歳以上の身体障害者手帳をお持ちで、生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり、機能を回復することができるような医療を受けられる方。（角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん臓移植術、肝臓移植術等）

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1593、1594（精神通院医療）
1591（更生医療）
FAX　04-2952-0615

（3）成人のための医療

○更生医療自己負担金の補助

内　容　　更生医療の給付における自己負担金を補助します。

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1591　FAX 04-2952-0615

○特定疾病療養受療証の交付

内　容　　特定の疾病の治療を必要とする方は、医師の意見書があれば、申請により特定疾病療養受療証の交付を受けることができます。

これは、特定の疾病の範囲で行われる医療であれば、１医療機関毎に１ヵ月の保険診療一部負担金の上限額が１万円になるものです。なお、人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全の方で、７０歳未満の所得額の高額な方は、保険診療一部負担金の上限額が２万円となります。

対　象　①血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は、先天性血液凝固第Ⅸ因子障害の方

②人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全の方

③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）の方

問い合わせ　①７５歳未満で、国民健康保険に加入されている方

保険年金課　　電話 04-2953-1111　内線1051～1054、1061

②後期高齢者医療制度に加入されている方

保険年金課　　電話 04-2953-1111　内線1574、1575、1578、1579

③それ以外の方は、加入されている各保険者へ

○指定難病に係る医療給付制度

内　容　　難病法に基づき指定難病及び当該指定難病に付随して発生する疾病に関する医療等（入院、外来、薬剤の支給、訪問看護）の一部を助成しています。

※健康保険適用外の費用やサービスなどは対象外になります

対　象　　令和７年４月１日現在３４８疾病が対象となっている「指定難病」にり患し、一定の認定基準を満たしている方

指定難病一覧 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html

（厚生労働省）

問い合わせ　狭山保健所　電話　04-2941-6557

ホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/tokuteisikkan/

○先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度

内　容　　２０歳以上で、先天性血液凝固因子欠乏症等で治療を受けている方を対象として医療給付を行っています。

1	第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症
2	第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症
3	第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症
4	第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症
5	第Ⅷ因子欠乏症（血友病Ａ）
6	第Ⅸ因子欠乏症（血友病Ｂ）
7	第Ⅹ因子（スチュアートプラウァー）欠乏症
8	第ＸⅠ因子（ＰＴＡ）欠乏症
9	第ⅩⅡ因子（ヘイグマン因子）欠乏症
10	第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症
11	ｖｏｎ　Ｗｉｌｌｅｂｒａｎｄ（フォン・ヴィルブランド）病
12	血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症

問い合わせ　狭山保健所　電話 04-2941-6557

○肝炎治療医療費助成

内　容　　Ｃ型肝炎ウイルスの根治を目的として行われるインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療及びＢ型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療とインターフェロン治療で、保険適用となっている対象医療費を助成しています。

世帯全員の市町村民税課税年額の合算額（所得割のみ）により自己負担額を決定します。

問い合わせ　狭山保健所　電話 04-2941-6557

ホームページ

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/kanentaisaku/kanen-jyosei.html

○肝がん・重度肝硬変医療費助成

内　容　　B型またはC型肝炎ウイルスを起因とする肝がんや重度肝硬変の治療について、高額療養費該当月の入院医療や分子標的薬などの外来医療費を助成しています。対象及び制度の詳細は埼玉県のホームページをご覧いただくか、狭山保健所にお尋ねください。

問い合わせ　狭山保健所　電話 04-2941-6557

〇結核医療費の公費負担

対　象　①結核を感染させるおそれがあり、保健所の勧告等により入院している方
②通院等により結核の治療を受けている方

内　容　①の医療費は、医療保険と公費で全額負担します。ただし、患者世帯の市町村民税の合算額により、自己負担が生じる場合もあります。
②の結核治療にかかる医療費は、９５％を医療保険と公費で負担します。

問い合わせ　狭山保健所　電話 04-2941-6557

〇がん検診等

内　容　各種がん検診、歯科健診を、市内指定医療機関または保健センターで実施しています。

問い合わせ　保健センター　電話 04-2959-5811　FAX04-2959-3074

申込専用電話　保健センター　電話 04-2959-1311

がん検診の HP

〇健康診査（特定健康診査・特定保健指導）

内　容　メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に起因する脳血管疾患や心筋梗塞、糖尿病などの生活習慣病予防のため、健康診査を実施しています。年齢、加入している医療保険により健康診査の受診方法が異なります。
※施設等へ入所している方は対象外になることがあります

対　象　①３０歳代の方
他に健診の機会がない方は、保健センターで実施する健康診査が受診できます。一部自己負担金があります。

②４０～７４歳の方
国民健康保険や健康保険組合といった保険者が、特定健康診査・特定保健指導を実施します。国民健康保険に加入されている方には、特定健康診査受診券を送付しています。また、特定保健指導利用券が届いた方は、講座・相談に参加し、生活習慣の見直しを行えます。国民健康保険以外の方は、ご加入の健康保険者にお問い合わせください。

② ７５歳以上の方
後期高齢者医療制度に加入されている方に、健康診査を実施しています。対象の方へ、健康診査受診券を送付しています。

問い合わせ　①　保健センター　電話 04-2959-5811　FAX　04-2959-3074
②　保険年金課国民健康保険担当
電話 04-2953-1111　内線 1051～1054,1059,1061
③　保険年金課後期高齢者医療保険担当
電話 04-2953-1111　内線1574,1575,1578,1579

(4) 機能訓練

〇障害者生活訓練事業

内　容　　障害者を対象に、身辺・家事管理、福祉機器活用訓練及び社会資源の活用等の日常生活に必要な訓練を実施します。

問い合わせ　埼玉県障害者社会参加推進センター
（特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会）
電話 048-825-0707　FAX 048-825-3070

〇障害者ＩＴサポートセンター

内　容　　障害者のパソコン等利用に関する相談、パソコンボランティアの訪問サポート等を行っています。

問い合わせ　埼玉県障害者社会参加推進センター
（特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会）
電話・FAX 048-825-2749（埼玉県障害者ＩＴサポートセンター直通）

〇オストメイト（人工肛門・人工膀胱の造設者）社会適応訓練

内　容　　医師、皮膚・排泄ケア認定看護師を招いて医療講習会及び相談交流会を県内各地区で開催しています。日程その他詳細は下記までお問合わせください。

対　象　　オストメイトとそのご家族及び病院・介護施設関係者
他無料でだれでも参加できます。

問い合わせ　公益社団法人日本オストミー協会　埼玉県支部
電話・FAX 048-835-5226
火曜日・木曜日　午前１０時から午後３時まで
土曜日　午前１０時から１２時まで

(5) 社会復帰支援

○地域活動支援センター（小規模型）の利用

内　容　　内職やショップ販売・管理、調理・接客などといったお仕事やレクリエーション活動、及び憩いの場の提供などを通し、その人に合った社会参加を応援しています。（市内に３ヶ所あり、それぞれ特性が異なります）

対　象　　主に精神障害者

問い合わせ　地域生活支援センタースペースきずな　電話 04-2900-3331